

日立市青色防犯回転灯設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 日立市生活安全条例(平成15年日立市条例第32号)第4条の規程により、市民等が行う安全・安心なまちづくりに関する自主的な活動を支援するため、青色回転灯を装備する自動車を用いた自主防犯パトロール(以下「青色防犯パトロール」という。)を行う団体に対して補助金を交付することについて、日立市補助金交付金等交付規則(昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、青色防犯パトロールを行う団体が、青色防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を設置する事業であって、次に掲げる要件を備えるもの(以下「補助対象事業」という。)を交付の対象とする。

- (1) 青色防犯パトロールを行う団体として、市長から青色防犯パトロールの実施に関する委嘱を受けているものであること。
- (2) 前項の委嘱状が取り消されていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、県、市町村又は公益事業を行う団体から他の補助金等の交付を受け、若しくは受けることとしている事業
- (2) この補助金の交付を受けて設置した青色回転灯について更新を行う事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額に千円未満の端

数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	助成率	助成限度額
青色回転灯購入に要する経費	2 / 3	20,000円
青色回転灯設置に要する経費 (装着のために必要な周辺機器の購入及び工賃を含む。)	2 / 3	10,000円

(交付の上限)

第4条 一の団体がこの補助金の交付を受けて行うことができる補助対象事業は、自動車5台分を上限とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、日立市青色防犯回転灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添付して行うものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第5条の2の規定による補助金の交付の決定は、日立市青色防犯回転灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の変更及び中止)

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日立市青色防犯回転灯設置費補助金交付変更・中止申請書(様式第3号)により行うものとする。

(変更決定の通知)

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日立市青色防犯回転灯設置費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による補助金の交付請求は、日立市青色防犯回転灯設置費補助実績報告書兼請求書(様式第5号)に、関係書類を添付して行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。